

行政運営改善調査 結果概要（通知日：令和7年3月28日）

- ・ 民生委員・児童委員による証明事務に関する調査
- ・ 倒木による停電予防のための樹木の事前伐採に関する調査
- ・ 住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査
－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－

民生委員・児童委員による証明事務に関する調査結果（概要）

！ 調査の背景

〔通知日：令和7年3月28日 通知先：こども家庭庁、法務省、厚生労働省〕

■ **民生委員・児童委員**（以下「民生委員」という。）は、無報酬のボランティアとして、**地域での生活や福祉全般に関する相談対応・支援、地域福祉活動などの社会福祉の増進を図る活動を実施**しており、地域における孤独・孤立など社会構造の変化の中で、その活動への期待と役割は増大

■ 民生委員の担い手確保が課題となる中、民生委員の活動の一つである**証明事務**（※）は、**民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握していることが前提**となっているが、地域における人間関係の希薄化など環境が大きく変化しており、**求められる証明の内容や面識の有無によっては、民生委員及び住民の双方に負担**となっているとの指摘あり

（※）国の通知や地方公共団体独自の規定等に基づき、行政手続に際して第三者が一定の事実関係（生計同一、事実婚など）を証明するもの

📄 主な調査結果

【証明事務に係る負担等の実態】

- ・ 事実婚の解消など事実把握が困難なことを証明することに不安を感じる、初対面の者から生活実態を聴取することに負担を感じるなどの意見あり
- ・ 「プライバシーに関わることを質問されたのは屈辱的」とする住民の声を契機に市町村が証明事務を見直した、「近所の人に身の上を知られたくない」として住民から遠方の民生委員の紹介を求められたなどの事例あり
- ・ 生活実態等を十分把握していない住民からの依頼を民生委員が断るとトラブルに発展する可能性があるとの市町村の意見あり

① 国の法令・通知等に基づく証明事務（調査対象11手続）

他の公的書類等で事実確認が可能であるにもかかわらず民生委員により証明が行われた事例や、公的書類等では事実確認できない場合にのみ民生委員による証明を求めるとする運用が徹底されていないなどの事例あり

② 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務（調査対象9手続）

規定等を見直し、業務システムなど行政情報の連携や公的書類等で、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している地方公共団体あり
（同じ行政手続でも民生委員による証明を求めるかどうかは地方公共団体によって区々）

👉 当省の意見

① 証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずること

（行政手続所管：こども家庭庁、法務省、厚生労働省）

② 地方公共団体による見直しの参考とするため、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している事例等を情報提供

（民生委員制度所管：厚生労働省、こども家庭庁）

💡 期待される効果

証明事務の減少による**民生委員及び住民の負担軽減**

民生委員活動の円滑な実施や民生委員の担い手確保にも寄与

※ 調査対象手続以外の手続においても、民生委員による証明事務の見直しが望まれることから、各府省等に対しても本調査結果を参考連絡

調査結果1 国の法令・通知等に基づく証明事務

調査結果

国の法令・通知等に基づく証明事務として11手続を調査。うち8手続では、他の公的書類等で事実関係を確認できるにもかかわらず、民生委員により証明が行われたなどの事例あり（※）

No.	行政手続名（所管省庁）	証明する主な内容	調査結果の概要
1	休眠抵当権抹消登記申請 （法務省（民事局））	登記義務者が登記簿上の住所に居住していないこと の事実	公的書類による証明が可能でも、民生委員が事実関係を証明する事例がみられた。
2	労働災害に係る遺族（補償）等給付の請求 （厚生労働省（労働基準局））	請求者と死亡した労働者との生計維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。
3	長期家族介護者の遺族による援護金支給請求 （厚生労働省（労働基準局））	請求者と死亡した労働者との生計維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。
4	特定石綿被害建設業務労働者等の遺族による給付金等請求 （厚生労働省（労働基準局））	請求者と死亡した労働者の事実婚の事実	民生委員の証明書が事実婚を証明する書類の一つとして例示されており、民生委員が事実関係を証明する事例がみられた。
5	雇用保険の受給者が死亡した場合の遺族による未支給失業等給付請求 （厚生労働省（職業安定局））	請求者と受給資格者との生計維持状況等	民生委員による証明は、公的書類等では確認できない場合に求めることとする実際の運用が通知等に明示されていなかった。
6	児童扶養手当受給申請 （こども家庭庁（支援局））	申請者が対象児童と同居せず に監護していること	地方分権改革に関する地方公共団体からの提案を受け、民生委員以外にも証明者になり得る者を明確化。
7	特別児童扶養手当受給申請 （厚生労働省（社会・援護局））	申請者が対象児童と同居せず に監護していること	これにより、民生委員による証明を廃止した市町村があるものの、廃止していない他市町村から証明を求められ負担が生じている例がある。
8	生活保護受給申請 （厚生労働省（社会・援護局））	申請者の生活実態等	厚生労働省では生活保護受給申請時に民生委員の意見書は必須でないとしているにもかかわらず、これを求めている地方公共団体がみられた。

当省の意見

証明事務の廃止や運用の見直しなど必要な措置を講ずること

※ 3手続（日本学生支援機構貸与奨学金返還免除申請、国民年金・厚生年金保険未支給年金請求、生活福祉資金（福祉資金及び教育支援資金）借入申込）は措置済み

調査結果2 地方公共団体独自の規定等に基づく証明事務

調査結果

地方公共団体の条例など独自の規定等に基づく証明事務として9手続を調査。民生委員による証明以外に確認する方法がないとして証明を求めているものがある一方、**業務システムなど行政情報の連携、他の公的書類等で、民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している地方公共団体あり**

No.	行政手続名	証明する主な内容	民生委員による証明を求めない 地方公共団体における主な代替の確認方法
1	り災証明書申請	被災地で生活していた事実	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の現地確認 ・公共料金領収書の確認
2	ひとり親家庭等医療費助成申請	事実婚解消の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当業務システムとの情報連携 ・職員の聞き取り
3	保育所入所（教育・保育給付認定）申請	就労（自営業等）の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・公的書類等（確定申告書、開業届、納品書のコピー等）の確認
4	自動車税・軽自動車税減免申請	生計同一の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票の確認 ・職員の聞き取り
5	高等学校等授業料減免申請	生活困窮の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭状況調査書や源泉徴収票等の確認
6	就学手続（就学校の変更・区域外就学申請を含む。）	居住の事実	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書等の確認
7	就学援助（学用品費・医療費・学校給食費等）申請	世帯の状況（収入や家族構成）	<ul style="list-style-type: none"> ・市県民税課税・非課税証明書等の公的書類の確認
8	特別支援教育就学奨励費受給申請	世帯の状況（収入や家族構成）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金領収書の確認
9	公営住宅家賃減免申請	住宅困窮の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の現地確認 ・「無職であることの申立書」の確認

当省の意見

地方公共団体による見直しの参考とするため、**民生委員による証明を求めずとも事実関係を確認している事例等を地方公共団体に情報提供**

調査結果3 民生委員及び住民の負担等の実態等

○民生委員及び住民の負担等の実態

【民生委員へのヒアリング結果（主な意見）】

- ・ 事実婚の解消など**事実が把握できないことを証明することに不安**を感じている。
- ・ 申請者等の**個人情報**の取扱いに苦慮した。
- ・ **生活実態を把握していない初対面の者から聴取することに大きな負担**を感じた。
- ・ 行政機関側で確認すべき事実と、民生委員で確認や証明をしてほしい事実を明確にし、**民生委員には真に必要な分**に限定して証明を依頼するようしてほしい。
- ・ 申請者から「民生委員から**プライバシーに関わることを質問されるのは屈辱的だ**」と泣きながら訴えられた。その後市町村において制度が見直された。

【地方公共団体へのヒアリング結果（主な意見）】

- ・ 申請者と同じ地区に住む関係性の中で民生委員が証明事務を行うことは、**非常に心理的ハードルが高い**と考えられる。
- ・ 申請者から「なぜ民生委員という近所の人**の証明が必要なのか**」、「担当課の職員に話したことを**なぜ一から民生委員に話さなければならないのか**」といった意見がある。
- ・ 国の機関の職員には、**安易に民生委員に証明を求めず、本当に民生委員の証明以外の代替手段がないのか**検討してもらいたい。また、民生委員の証明を求めるのであれば、まずはその役割などを知ってほしい。
- ・ **申請者との関わりが強い機関（例えば、施設や学校等）に証明を依頼するよう**してほしい。
- ・ 申請者から「**近所の人には身の上を知られたくないので話したくない**」として遠方の委員を紹介するよう求められた。
- ・ 生活実態等を十分把握していない**申請者からの依頼を断ってしまうとトラブルに発展**する可能性があるため、民生委員の負担となっている。

○地方公共団体における見直しに向けた取組

今回調査対象とした地方公共団体の中には、**民生委員担当部局が中心**となって、行政手続所管部局に働き掛けることによって、**庁内全体の証明事務の見直し等**に取り組み、**民生委員の負担軽減が図られている事例**あり

通知日：令和7年3月28日 通知先：経済産業省

！ 調査の背景

- 倒木による送配電線の断線等による停電が発生した場合、住民生活への影響は大きく、一般送配電事業者（以下「事業者」という。）や地方公共団体は迅速な対応に苦慮（令和元年の台風では東京電力管内で最大停電戸数約93万戸、復旧までに約2週間）。**停電予防のため樹木の事前伐採は有効な手段**
- 現状では、**倒木による停電被害を経験した地方公共団体において樹木の事前伐採を行うケースが多く**、事前伐採が停電予防の対策として十分に普及しているとは言い難い状況

（調査対象：23市町村、9府県、4事業者） 図1 事前伐採の作業例（三重県大台町提供）



📄 主な調査結果

① 事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等

- ✓ 府県が市町村及び事業者間の情報共有の場を設けることにより、事前伐採に取り組む事例がみられた一方で、事業者からの情報共有があれば市町村における事前伐採の検討が進展した可能性のある事例あり
- ✓ 事業者が市町村に対し、倒木による停電想定戸数を含む伐採候補箇所の情報を提供している事例がみられた一方で、同様の情報提供を考えていないとする事業者あり
- 事前伐採の必要性を検討する上では具体的な倒木による停電リスクを地方公共団体が把握することが必要

② 事前伐採に係る事務分担及び費用負担

- ✓ 伐採箇所の選定以外の事務の大部分や費用の全額又は大部分を市町村が負担する事例が多くみられた一方で、所有者の特定に役立つ情報を提供したり、費用を折半したりするなど事業者が負担等している事例あり
- ✓ 一部の事業者は、事前伐採は地方公共団体が主体的に取り組むものであると認識
- 事前伐採が両者が共に受益する取組であるとの認識が必要

👉 当省の主な意見

- 関係省庁と連携しつつ、地方公共団体と事業者との**情報共有の機会を適時に設けるよう促進**
- 事業者に対して、**事前伐採の必要性を検討する上で具体的な情報を整理し、地方公共団体に提供するよう促進**
- 事前伐採は当事者が共に受益する取組であり、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、**両者の主体的な協力によって実施される旨を周知するとともに、事務分担及び費用負担の具体的な事例を収集・提供**

💡 期待される効果

- ✓ **事前伐採の必要性の検討、必要とされる地域での実施**
- ↓
- ✓ **台風等による倒木による停電被害の減少**

停電予防を目的とした伐採（事前伐採）とは

- 停電予防を目的とした伐採には、電気事業法令に基づく伐採のほか、法令等の定めがない事前伐採（地方公共団体及び事業者が平時から連携し、荒天時の風雪等による倒木によって停電被害をもたらす可能性がある樹木を伐採するもの）がある。
- 一般的に想定される事前伐採の実施に係る主な業務は、伐採箇所の選定、所有者の探索及び伐採交渉、伐採工事の設計・施工、伐採木の処理等の事務や手続きが挙げられる。

図2 停電予防を目的とした伐採イメージ

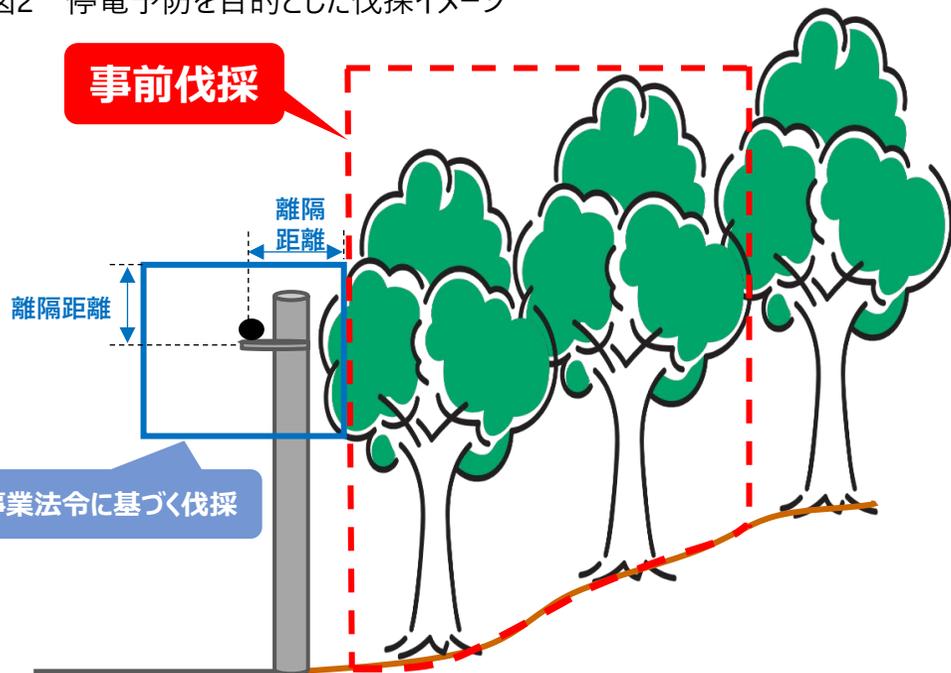


図3 停電予防を目的とした事前伐採の例（三重県大台町提供）
（伐採前） （伐採後）



表1 事前伐採の実施に係る主な業務等の流れ

- 端緒となる事象
 - 倒木による停電の発生
 - ✓ 停電による住民生活への影響や当該影響を解消するための市町村職員による対応
 - ✓ 住民からの伐採要望や首長からの予防対策の指示 等
 - 都道府県からの事前伐採に要する経費の補助事業が紹介されるなどの働き掛け
- 検討の着手
 - 事前伐採の必要性及びマンパワー・費用確保の検討
- 当事者間の協議等
 - 地方公共団体及び事業者間の情報共有並びに同事業者からの情報提供
 - 地方公共団体及び事業者間の事務分担及び費用負担の協議
- 伐採箇所の選定
- 伐採前の各種手続
 - 所有者の探索及び伐採交渉
 - 各種届出、伐採許可取得等
- 伐採工事の設計・施工
- 伐採木の処理
 - 伐採木の残置又は搬出、まきへの利用等
- 伐採跡地の管理
 - 人工造林又は天然更新

調査結果1 事前伐採の必要性の検討に向けた情報共有等

- 事前伐採を実施する本来の趣旨は、倒木による停電等被害の未然防止であり、仮に発災した場合の住民生活等への影響の大きさに鑑みれば、これまで被害の出していない地域であっても、地域事情等に応じて事前伐採の必要性が適時に検討され、その結果に応じて対策が講じられるなど、災害に備える不断の取組が必要と考えられる。

調査結果

地方公共団体及び事業者間の情報共有の機会と情報提供が必要な事例

① 当事者間による情報共有の機会が必要な事例

- ✓ 府県が市町村及び事業者間の情報共有の場を設けることにより、事前伐採に取り組む事例がみられた一方で、事業者からの情報共有があれば市町村における伐採箇所の決定など事前伐採の検討が進展した可能性のある事例
- 当事者間の情報共有が行われ、相互理解を深めることが重要であり、当事者による連携の場が積極的に設けられる必要

② 必要性の検討に向けた情報提供を求める意見が寄せられた事例

- ✓ 事業者が市町村に対し、倒木による停電想定戸数を含む伐採候補箇所の情報を提供している事例がみられた一方で、市町村への同様の情報提供を考えていないとする事業者あり
- ✓ 市町村の中には、停電予防の効果を示すことができれば、財政当局や議会に説明しやすくなるとの意見があったほか、事業者が、伐採後に倒木による停電が発生していないことを市町村に示し、事前伐採の継続協議に役立った事例
- 事前伐採の検討の際、地域における、断線時の停電による影響範囲（停電戸数や重要施設の有無等）、停電予防の効果等といった事業者が保有する情報について、情報の取扱いに留意しつつ、地方公共団体が的確に把握する必要

⇒ いずれの地域であっても、その必要性に応じて適時に実施されるべき対策であるため、全国の地方公共団体及び事業者において、その意義について共通理解を深めることが重要

そのため、双方の認識に大きな差が生じることなく、全国の必要とされる地域で実施されるよう、**有効性**（倒木による停電に端を発した地域住民の生活への波及、市町村職員による対応負荷等といった影響を軽減できること。）や**負担が当事者にあまねく理解される必要**

当省の意見

- 関係省庁と連携しつつ、地方公共団体に対し、事前伐採を実施することの意義が理解されるよう、事前伐採に係る有効性や負担などについて、実例を示しつつ、継続的に普及・啓発を行うこと。
- 関係省庁と連携しつつ、地方公共団体及び事業者に対し、事前伐採に係る両者の情報共有の機会を適時に設けるよう促すこと。
- 事業者に対し、倒木リスク、断線時の停電による影響範囲及び停電予防の効果など、事前伐採の必要性を検討する上で具体的な情報を整理し、地方公共団体に対して提供するよう促すこと。

調査結果2 事前伐採に係る事務分担及び費用負担

- 事前伐採は、倒木による停電被害のみならず、道路閉塞の未然防止等にも資するため、地方公共団体及び事業者が共に受益する取組であることから、当事者である両者の主体的な協力によって実施すべきものと考えられる。
- しかし、事前伐採に係る事務分担及び費用負担について明確に規定した法令等はなく、現状、双方の個別協議に基づき事務分担及び費用負担がなされている状況である。

調査結果

① 事務又は費用の大部分を市町村が負担している事例があり、その背景として、「災害時連携計画」※の記載が事業者の認識に影響している可能性

- ✓ 当該計画を踏まえ、一部の事業者は、事前伐採は地方公共団体が主体的に取り組むものであるとの認識に基づき、一部の関わりとなっている事例
- 事業者が当事者として事前伐採に主体的に取り組むことを妨げないよう、当該計画の記載内容の見直しの余地

※ 電気事業法第33条の2に基づき、事業者10社は共同して、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための計画を作成し、電力広域的運営推進機関を經由して経済産業大臣に届け出ることが義務付けられた。当該計画には、「設備被害の発生を未然に防止するため、一般送配電事業者は、地方自治体主体での計画伐採の取り組みに関する地方自治体との協議を行い、協定締結等を進める。」と記載

② 現在、提供されている先行事例の情報は、当事者間の事務分担や費用負担の調整結果が中心

- ✓ 当該事務分担等に至った経緯や考え方がうかがえるものあり
 - ・ 電柱設置場所の所有者を把握している事業者が市町村の求めに応じて伐採箇所の所有者の特定に役立つ情報を提供することになった事例
 - ・ 事前伐採は当事者として事業者も受益しているとの考えから、その費用を折半している事例
- 事務分担等に至る経緯や考え方に関する情報は、事前伐採に取り組んだことのない地方公共団体にとっては、分担を考える上で参考となるもの

当省の意見

- 地方公共団体及び事業者に対し、事前伐採は当事者である両者が共に受益する取組であり、その前提に立ち、相応の事務分担及び費用負担の協議を経た、両者の主体的な協力によって実施される旨を周知すること。
あわせて、事業者が作成する災害時連携計画における記載内容ののっとして事前伐採を推進する上での課題を把握し、改善策を検討の上、それらの結果を公表すること。
- 事務分担及び費用負担の事例を背景事情と共に収集・整理し、その結果を地方公共団体及び事業者に提供すること。

住宅確保要配慮者への居住支援に関する調査結果（概要）

－住宅施策と福祉施策の連携を中心として－

！ 調査の背景

〔通知日：令和7年3月28日 通知先：国土交通省、厚生労働省〕

- 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者等）の賃貸住宅への円滑な入居に向け、**入居前の相談対応から入居中や退去時の支援までの切れ目のない支援体制の構築を図るため、令和6年に「住宅セーフティネット法」が改正され、国土交通省の所管から同省及び厚生労働省の共管に変更**
- 改正法では、都道府県・市区町村における居住支援協議会の設立の努力義務化など、**住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備の推進が規定**
- 国土交通省及び厚生労働省は改正法の施行に向け、**地方公共団体の居住支援の取組を支援するための方策**について検討中であり、その検討に資するため市区町村等における取組の実態を調査

【住宅確保要配慮者】



📄 主な調査結果

- ① 協議会設立について未検討の市が多数あり（48市のうち30市）。協議会の設立手順や都道府県協議会と市区町村協議会との役割分担の提示※、類似の会議体が既に存在することから既存の会議体の活用を望む意見あり

※ 調査結果の一部を事前に国土交通省に情報提供し、当該結果も踏まえ国土交通省において「居住支援協議会設立の手引き」を改訂（令和7年3月19日）

- ② 住宅部局と福祉部局の連携についての必要性の認識が両部局で異なる事例が散見。適切な連携がなされず支援が遅れたと考えられる事例あり
- ・ 住宅部局は公営住宅により対応可能と認識している一方、福祉部局は公営住宅に加えて民間賃貸住宅の確保が必要と認識している事例
 - ・ 公営住宅の空き住戸の活用について、福祉部局が公営住宅の目的外使用を要望したが、例外措置であるなどと考える住宅部局に断られた事例
 - ・ 認知機能の低下を示す言動がみられた単身高齢者に接する住宅部局が、福祉部局へのつなぎを速やかに実施できなかった事例

- ③ 居住支援法人の活動等に対する理解不足から市区町村との関係構築に苦慮しているとする法人あり（45法人のうち9法人）。都道府県が居住支援法人の指定事務等により把握している法人の情報について、都道府県から市区町村への提供を希望する法人及び市が多数あり（45法人のうち35法人。48市のうち18市）

👉 当省の意見

- ① 協議会の設立手順等の周知徹底に加え、既存会議体を活用した設立・運営が可能である旨を明確化し、市区町村に提示すること
- ② 市区町村の各部局が共有可能な情報の例やこれを活用して実施することが期待される取組例を市区町村に提示すること
- ③ 居住支援法人に関する情報を市区町村に提供するように都道府県に促すこと

💡 期待される効果

住宅部局と福祉部局が連携した居住支援の検討・実施

市区町村と居住支援法人の連携強化

住宅確保要配慮者の居住支援の充実

調査結果① 住宅部局と福祉部局の連携（市区町村居住支援協議会の設立等）

背景・制度等

- 国土交通省は、「関係者が密接に連携するためのプラットフォーム」として、協議会※の活用を推進
※ 設立済みは、47都道府県、100市区町村（令和6年3月末時点）
- 住宅セーフティネット法の改正により、地方公共団体が単独又は共同して協議会を設立することが努力義務化

調査結果

- 調査対象48市のうち30市で協議会の設立について未検討など、**住宅部局と福祉部局の間で情報共有等の連携体制が確立されていない状況**



- 協議会に関して、以下の提示を求める意見あり
 - ✓ 市区町村協議会の**設立に関する具体的な手順**
 - ✓ **都道府県協議会と市区町村協議会との役割分担**
- 協議会の設立に係る負担を過度に捉えるなどの市あり
 - ✓ 業務量が多く、**新たに会議体を立ち上げる**こと自体に**負担感**があるとの意見あり
 - ✓ 協議会の構成員として、**法令で求められる※以上の関係者を参画させる必要があると誤認している市あり**
 - ※ 市区町村、居住支援法人や不動産事業者等の民間賃貸住宅への入居の支援を行う者、社会福祉協議会等の福祉関係者
 - ✓ **住まいの問題も含む支援を行う既存の会議体※の活用を望む**意見あり
 - ※ 生活困窮者自立支援制度における支援調整会議、社会福祉法に基づく重層的支援会議等

当省の意見

市区町村に対し、下記の周知徹底を図ること

- ① 協議会の**設立に必要な具体的な手順**※
- ② **都道府県協議会との役割分担**※

また、下記を明確化し、提示すること

- ③ これまで生活困窮者等の住宅に係る相談についても対応してきた**既存の会議体**を活用して**市区町村協議会**を設立・運営することができる旨及びその際の留意点

※ 従前の「居住支援協議会 設立・運営の手引き」の改訂に活用してもらうため、調査結果の一部を事前に国土交通省に情報提供した。当該結果も踏まえて改訂（令和7年3月19日）された手引には、手順や役割分担に係る説明が盛り込まれた

調査結果② 住宅部局と福祉部局の連携（市区町村の居住支援の取組）

背景・制度等

- 国土交通省は、社会福祉法人等が行う住まいに困窮する者への支援のために公営住宅を使用させることが可能な場合の取扱い（公営住宅の目的外使用）を整理し、地方公共団体に通知
- 国土交通省及び厚生労働省は、住宅部局が福祉部局と情報共有し、公営住宅入居者のうち支援が必要と思われる者を支援につなぐことなど、両部局の連携の推進について、地方公共団体に通知

調査結果

- 居住支援における**住宅部局と福祉部局の連携についての必要性の認識が両部局で異なる事例が散見。適切な連携がなされず支援が遅れた**と考えられる事例あり
 - ✓ 住宅部局は**公営住宅により対応可能と認識**している一方、福祉部局は**公営住宅に加えて民間賃貸住宅の確保が必要と認識**している事例
 - ✓ 公営住宅の空き住戸の活用について、福祉部局が**公営住宅の目的外使用を要望**したが、例外措置であるなどと考える**住宅部局に断られた事例**
 - ✓ 認知機能の低下を示す言動がみられた単身高齢者に接する**住宅部局が、福祉部局へのつなぎを速やかに実施できなかった事例**
- 一方、生活困窮者等を把握した際の**福祉部局へのつなぎ方をルール化**している市で、**住宅部局が把握した情報を福祉部局に共有し、支援につなげた事例あり**
- 調査対象48市のうち、22市の住宅部局と26市の福祉部局は、居住支援に関して、**住宅部局及び福祉部局が担う範囲・役割に悩みながら対応**している状況

< 両部局の認識が異なる例 >



入居申込者

住宅部局

公募手続を経て入居者を決定することが原則

公営住宅



速やかな住宅の確保のため空き住戸を活用したい

福祉部局及び社会福祉法人等



公募手続を経た決定を待つ余裕のない者

当省の意見

市区町村に対し、下記を提示すること

- ① 各部局が把握可能で他部局に共有可能な居住支援に関する情報（公営住宅の管理等に関する情報、生活困窮者への支援策等）の例
- ② ①の情報を活用して実施が期待される取組の例及びその取組が求められる具体的な状況や留意点

調査結果③ 都道府県から市区町村への居住支援法人の情報の提供

背景・制度等

- 都道府県は、居住支援法人の指定を受けようとする者から提出された申請書等を基に審査し指定を行う事務※を実施
※ 当該事務は、これまで専ら住宅部局で行われていたが、住宅セーフティネット法改正法の施行後は、福祉部局においても住宅部局と連携して行うこととなる
- 居住支援法人※は、住宅セーフティネット法により、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談対応等の業務を実施する者として、都道府県知事の指定を受けた法人
※ 851法人（令和6年3月末時点）
- 国土交通省は、「居住支援協議会 設立・運営の手引き」において、都道府県が居住支援法人の情報を市区町村に周知することは、市区町村での居住支援活動を円滑にするため重要と説明

調査結果

- 調査対象48市のうち18市から、居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績（11市）、得意分野（2市）、情報全般（6市）等の情報の提供を希望する意見※あり

※ 提供を希望する情報が複数の区分に該当する市があるため、合計は18市とはならない

（単位：市）

希望する情報	業務内容・範囲、活動実績	得意分野	利用料金	体制	情報全般
該当市	11	2	1	1	6

- 調査対象15県の全てで、申請書等により、居住支援法人の業務内容、得意分野等の情報を把握可能。居住支援法人の情報を積極的に市区町村に提供している都道府県下の市区町村から当該情報は有益との意見あり

- 調査対象45居住支援法人のうち35法人から、指定を受ける際に都道府県に提出した情報が市区町村に提供されることに肯定的な意見あり。また、9法人から、市区町村の居住支援法人の活動等に対する理解不足により、市区町村との関係構築に苦慮しているとの意見あり

当省の意見

都道府県に対し、下記を市区町村に提供するよう促すこと

- 指定した居住支援法人に関する詳細な情報（業務内容・範囲、活動実績、得意分野等）